

事務連絡  
令和4年2月9日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤 男

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等  
重点措置等に関する諸事項について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてはご協力いただき誠にありがとうございます。

令和4年2月3日の第86回新型コロナウイルス感染症対策本部において、2月5日から2月27日までを期間として、和歌山県についてまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

このたび、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から、別添1～3について通知が発出されるとともに、鉄道駅・空港ターミナル等で現在行われている、混雑した場所への外出や不要不急の都道府県間の移動を極力控えるなどの感染拡大防止に係る呼びかけの実施対象地域が別添4のとおり一部変更となりました。

これらを受け、国土交通省より周知依頼がありましたので、貴会会員企業の皆様に対し、周知・ご協力方よろしく願いいたします。

以上

事務連絡  
令和4年2月4日

建設業関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等、出勤者数の削減、イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和4年2月3日の第86回新型コロナウイルス感染症対策本部において、2月5日から2月27日までを期間として、和歌山県についてまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添1～3について周知の依頼がありました。

また、第84回政府対策本部で示された方針を受けて開催された第39回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部における大臣指示に基づき、現在鉄道駅・空港ターミナル等旅客取扱施設において、混雑した場所への外出や不要不急の都道府県間の移動を極力控えるなど、感染拡大防止に係る呼びかけを実施しているところですが、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加にともない、別添4のとおり実施対象地域を一部変更することが必要となりました。

つきましては、貴団体におかれては、別添について了知いただくとともに、貴会会員に対しても、周知等の対応をしていただけますよう、よろしく願いいたします。

(別添1) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について」

(別添1別紙1) 新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」

(別添1別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和4年2月3日変更)

(別添1別紙3) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更(令和4年2月3日)(新旧対照表)

以下別添2～3、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡

(別添2) 「出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について」

(別添3) 「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

(別添4) 感染拡大防止に係る呼びかけについて